

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会

はじめに

3年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域におけるつながりの希薄化や孤独・孤立の問題が顕在化してきました。また物価の高騰による生活困窮者の増加や、新年早々に起きた「能登半島地震」等、私たちの暮らしはいつどの様な形で脅かされるかわかりません。だからこそ、常日頃から困った時はお互い様と言い合える、支え合いの地域づくりに邁進していきます。また、荊田町よりパンジープラザの廃止が打ち出される中で、事務所の移転やくすの木作業所の事業譲渡、レストラン業務の変更等、社協のあり方も大きく変化してきています。10年後、20年後を見据えた本会のあり方の検討を進めていきます。

令和6年度は、「第5次地域福祉活動計画」のスタートの年になります。昨年度は、福祉団体・当事者団体・ボランティアグループへのヒアリングや、荊田未来ふくし会議として住民ワークショップを開催するなどし、住民の皆様の声をしっかり反映させた計画を作る事が出来ました。絵にかいた餅とならぬよう、地域福祉活動計画と各年度の事業計画とを連動させ、進捗管理も徹底していきます。

「小地域福祉活動」は、支え合いの地域づくりを進める上での基盤となる活動です。しかし、コロナ禍での活動の中断や縮小は活動者や参加者の意欲を削ぐなど、深い爪痕を残しており、このまま沈滞ムードに陥らないよう各地区への支援を強化していきます。その為にも、活動者自身が楽しさを実感できる活動になるよう展開していきます。

団塊の世代が75才を迎える2025年が目の前に迫っています。「生活支援体制整備事業」では、第1層つながり隊や第2層つながり隊を中心に、フレイル予防や介護予防に向けた高齢者等の社会参加を促進します。75才を超えると特に生活していく上での困りごとが増えていきます。様々な活動を展開する事で、地域のつながりの輪を広げ、交流の機会や居場所づくりを進め、新たな支え合いを創出します。

「ボランティア」は行政による福祉制度とは異なり、住民主体の地域福祉を推進する象徴的な行為と言われています。コロナ禍では活動が制約されてしまいましたが、このままボランティア活動が下火にならないよう、様々な福祉課題を学ぶ場を提供すると共に、課題の解決に向けて主体的に関わる人（ボランティア）を増やしていきます。その為にもボランティアグループの組織化を強化していきます。

あんしんセンターには、生活福祉資金特例貸付終了後も生活困窮に関する相談が多く寄せられています。生活困窮者が地域社会から孤立しないよう、フードパントリーや食糧支援、生活福祉資金の貸付等を通して寄り添っていきます。また日常生活自立支援事業や法人後見事業では、支援が必要だが支援を望まない等、支援していく上で困難なケースが増えていきます。より良い支援のあり方を求め、職員間での情報共有や協議を重ねていきます。

くすの木作業所が今年度おひさまハウスへ事業譲渡することとなります。利用者及びご家族またスタッフが、新たな事業所で不安を抱えながらのスタートとならないよう細心の注意を払いながら事業譲渡を進めてまいります。

令和6年度 社会福祉法人 荻田町社会福祉協議会 事業計画

■基本理念

『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』

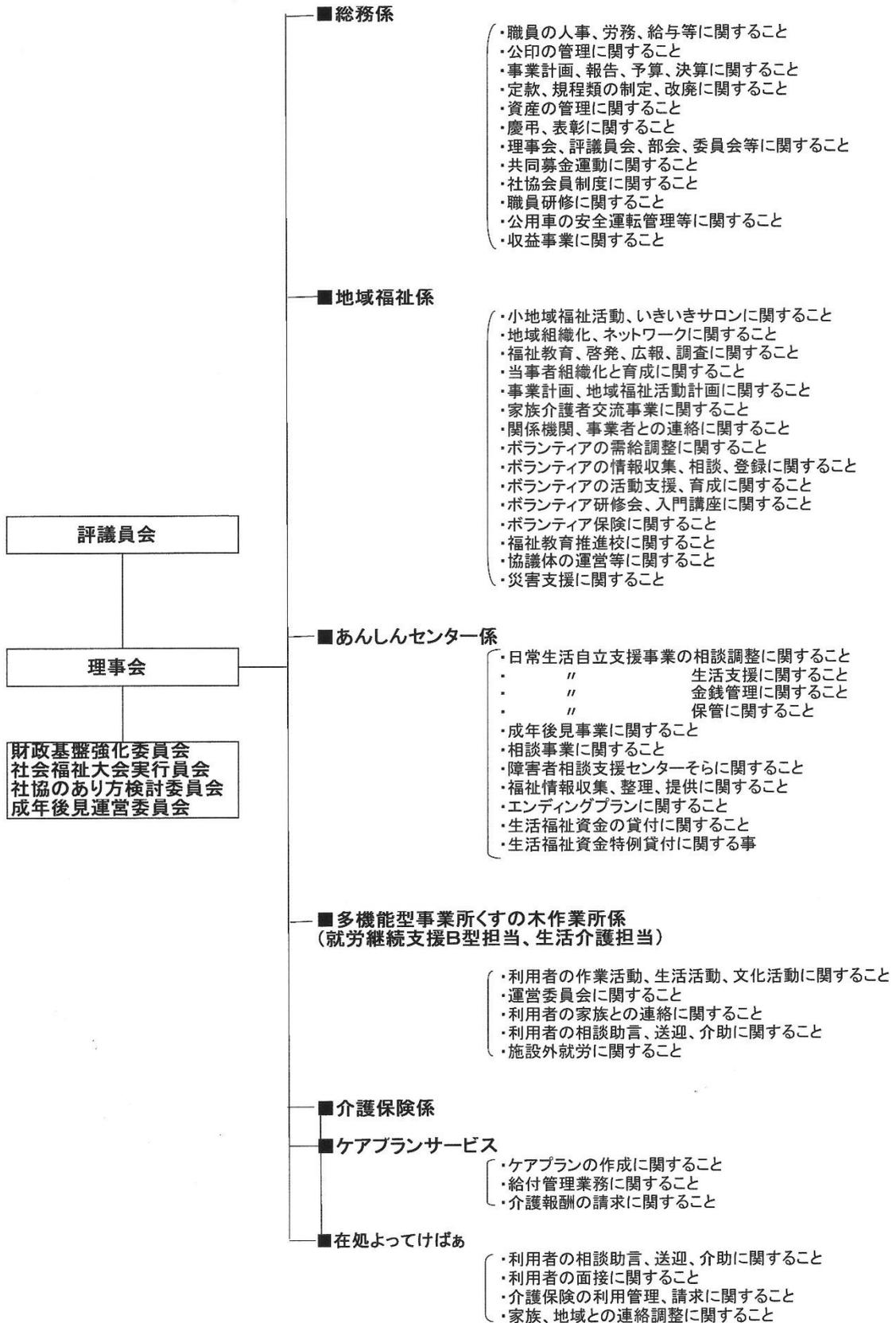
■令和6年度 荻田町社協スローガン

『 願いや思い、困りごとにしっかり寄り添う 』

■重点項目

- ①くすの木作業所の事業譲渡の円滑な推進
- ②地域福祉を推進する活動団体への支援の強化
- ③社協職員のソーシャルワーク力の強化

社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会 事業概要(令和6年度)



■事業計画目次

1. 住民福祉活動、ボランティアの推進	P5
2. 地域における総合的な権利擁護支援体制の整備	P8
3. 包括支援体制・生活支援システムの整備・強化	P9
4. 福祉教育の推進	P11
5. コロナ特例貸付を通じた生活困窮者に対する支援	P12
6. 頻発・激甚化する災害への対応	P12
7. 組織体制の強化・財政規模の拡大	P13
8. ケアプランサービス 事業計画	P15
9. 認知症対応型デイサービス在処よってけばぁ 事業計画	P16
10. 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画	P17

1 住民福祉活動、ボランティア活動の推進

1. 小地域福祉活動の推進（地域福祉係）

（1）見守り活動の推進

① 支え合い会議の開催（5月～10月）

支え合い会議を開催し、地域生活課題の顕在化や支援方法の協議を行い、支援の輪を作ります。

② ふれあいいきいきサロンに参加していない世帯への同行訪問（通年）

ふれあいいきいきサロンに参加していない世帯を廻り、サロンへの呼びかけや困りごとの把握に努めます。

③ 定例会にて見守り等に関する相談の受付（通年）

定例会に参加し、地域生活課題の早期発見につながるよう、推進委員・福祉委員からの相談を受付けます。また、地域活動に関する相談にも気軽に応じていきます。

④ 見守りの手引きの配布（6月）

福祉委員が把握した地域生活課題が、関係機関に繋がるよう見守りの手引きを配布します。

（2）ふれあいいきいきサロンの活性化

① 各小地域福祉活動へのポッチャの促進（通年）

各小地域福祉活動推進地区のふれあいいきいきサロンへ出向き、ポッチャのルール説明など、レクリエーション講座を実施します。

② 出前講座の実施やサロンメニューの提案（通年）

ふれあいいきいきサロンで何をすればいいか役員が悩まなくていいように、出前講座の実施やサロンメニューの提案をします。

③ 世代間交流の促進（通年）

e-スポーツや季節の行事等により世代間交流を促進します。

（3）小地域福祉活動対抗ポッチャ交流会の開催（8月）

各小地域福祉活動推進地区のふれあいいきいきサロンで実施している、ポッチャの対抗の交流会を行い、活動者やサロン参加者の健康づくりやモチベーションアップにつなげます。

(4) 未実施地区へのアプローチ（6月～）

フレイル学習会の開催を提案し、社会参加等の大切さの理解を図ります。

(5) 研修会等の開催

①ブロック別会長会議の開催（6月）

見守り活動の進め方やふれあいきいきサロンのあり方等を協議します。

②懇談会の開催（12月～2月）

各小地域福祉活動推進地区で懇談会を開催し、活動推進のための情報交換を通じ、地区やリーダーの支援をします。

③連絡会の開催（2月）

今後の小地域福祉活動の在り方について情報交換を行います。

2. ボランティアセンター活動の推進（地域福祉係）

(1) 新規ボランティアグループの組織化

①DIY ボランティア養成講座の開催とグループ化（1月）

(2) 既存のボランティアグループへの支援

①既存のボランティアグループの紹介冊子の作成（6月）

②既存のボランティアグループを紹介する講座の開催（7月）

③セラピューティックケアボランティア養成講座の開催（9月）

④ボランティアフォローアップ講座の開催（2月）

(3) ボランティアセンターの体制強化

①困りごとや活動希望のニーズが集まるようセンター窓口の周知（6月）

②チョボラ等、ボランティア活動先の確保（通年）

③ボランティアに関する情報発信の強化（通年）

(4) 小学生・高校生向けの体験講座の開催（8月）

(5) 親子向けボランティア体験講座の開催（10月）

(6) 企業・団体ボランティア登録制度の促進（目標増加数3）

(7) 通常のボランティアセンターでの被災時支援の対応準備（通年）

3. 当事者中心の地域づくり（地域福祉係・あんしんセンター係）

（1）介護者の会づくりに向けた学習会及び組織化（9月）

（2）既存の当事者グループへの重点的な支援（通年）

- ①障害者団体連絡会への支援
- ②きょうだい会への支援

（3）個別支援を通じた地域づくり（通年）

- ①外国人支援の促進
- ②障害のある方の社会参加促進

2 地域における総合的な権利擁護支援体制の整備

1. 権利擁護（日常生活自立支援事業・法人後見事業）に関する取組みの充実

（あんしんセンター係）

関係機関との情報共有の場を設定し、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の活用について協議します。また日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行も心がけます。

- (1) 制度についての相談を行います
- (2) 権利擁護に関する研修会の開催（5月）
- (3) 成年後見等運営委員会を開催します（7月、2月）
- (4) 社協包括連絡会を毎月開催します（通年）

2. 障害者相談支援事業の充実（あんしんセンター係）

障害者が地域で安心して生活ができるように適切な福祉サービスや他機関に結びつけ、支援していきます。

- (1) 適切なサービス利用計画の作成をします
- (2) 荻田町障害者相談支援事業の受託を継続して行います
 - ・一般相談を行います
 - ・京都郡自立支援協議会へ参加します

3. 相談窓口の充実（あんしんセンター係）

悩みごとや心配ごと等を抱える方が、気軽に相談しやすい相談会になるよう検討していきます。

- (1) 立ち寄りカフェ（心配ごと相談）を開催します（第1・第3火曜日）
- (2) 身障心配ごと相談を開催します（毎月第1火曜日）
- (3) 無料法律相談を開催します（毎月1回）
- (4) 相続・成年後見等相談を年に4回開催します（4月、7月、10月、1月）
- (5) 終活相談を年に4回開催します（5月、8月、11月、2月）
- (6) 出張相談を開催します（10月～）

3 包括支援体制・生活支援システムの整備・強化

1. 地域の基盤づくりの推進

(1) 地域福祉を推進する活動団体への支援の強化（地域福祉係）

地域福祉を推進する活動が衰退することのないよう、職員による伴走力を高め持続可能な地域社会づくりを目指します。

(2) 他人事ではなく我が事と考える地域づくりの推進（地域福祉係）

地域における交流や居場所づくりを推進し、役割・出番・人間関係をつくる支援を心がけます。また、地域福祉活動への関心や参加を促す研修会等を開催します。

2. 地域生活課題の把握や総合相談の推進

(1) アウトリーチによる相談受付（地域福祉係）

地域に積極的に出向き、地域住民の中に混ざり雑談等をする中から、自分一人で抱え込んでしまっている相談等を受けとめていきます。また、地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握に努めます。

(2) 地域支援検討会議の開催（あんしんセンター係）

個別支援の事例検討を通じて、支援や連携のあり方を学ぶと共に、地域生活課題の顕在化や活動の創造を図ります。

(3) 社協職員のソーシャルワーク力の強化（地域福祉係・あんしんセンター係）

地域生活課題に気づく力、援助関係を築く力、社会資源を活用する力、社会資源を生み出す力、皆と協働する力を高めます。

3. 専門職のネットワークづくり

(1) 社会福祉法人連絡会の推進（地域福祉係・あんしんセンター係）

- ①地域における公益的な取り組みとして、フードドライブ等の実施
- ②総会・幹事会の開催
- ③社会福祉法人の住民への理解促進

(2) ヘルパー事業所連絡会の組織化（地域福祉係）

4. 生活支援体制整備事業の推進（地域福祉係）

（１）第１層つながり隊（協議体）の開催（５月・１２月）

関係者の連携・協働を図る為、協議体を設置し、地域における支え合いが広がるよう協議を進めます。

（２）第２層つながり隊（協議体）への支援（通年）

住民主体の活動となるよう支援していきます。

（３）ベース会議やＳＣミーティングの開催（通年）

事業の進め方について、包括支援センター、福祉課、社協の目線を合わせ、合意形成を図りながら進めていきます。

（４）ニーズの把握と資源の見える化の推進

地域ケア会議や小地域福祉活動に参加しニーズ把握に努めます。また、地域資源の把握として各団体の等の情報を把握し、見える化を進めます。

（５）支え合い意識の啓発

①支え合い冊子の作成（２月）

②SNS・社協だよりによる活動情報の発信（参加した活動すべてSNS発信）

③住民支え合いフォーラムの開催（３月）

（６）生活支援の担い手育成及び支援

①運転ボランティア養成講座（５月）

高齢者等の移動を支援します

②男性の居場所づくり講座の開催（６月・９月・１１月・２月）

高齢者の生活力を高める講座を開催します

③介護予防ボランティア養成研修（９月）

高齢者の介護予防を推進します。

④虹の会活動の支援

有償による支え合い活動の推進支援を行ないます

5. 生活支援サービス等の推進（総務係・地域福祉係）

（１）ハンディキャブ

（２）移動サロン

（３）元気回復サロン

（４）SOS徘徊ネットワーク

（５）配食サービス

4 福祉教育の推進

1. 福祉教育の推進（地域福祉係）

- (1) 地域福祉セミナーの開催（6月）
- (2) 福祉入門教室の開催（6月・12月）
- (3) 手話奉仕員養成講座（9月～）
- (4) スポーツレクリエーション祭の開催（10月）
- (5) 社会福祉大会の開催（11月）
- (6) 認知症サポーター養成講座の開催（通年）
- (7) 出前講座の推進（通年）
- (8) 徘徊 SOS ネットワーク活動（通年）

2. 子どもの福祉の推進

- (1) 福祉教育推進校活動の充実（通年）
- (2) eスポーツによる多世代交流の推進（12月）
- (3) ひきこもり・不登校当事者への支援（12月）
- (4) 子ども食堂への支援

3. 広報・啓発活動

- (1) 社協だより手をつなごうの発行（毎月）
- (2) HP や SNS での情報発信や公式 LINE 導入へ向けた研究
- (3) アウトリーチによる広報活動

5 コロナ特例貸付を通じた生活困窮者に対する支援

1. 生活困窮状態が続いている世帯への相談支援業務の推進(あんしんセンター係)

- (1) 借受人の生活実態の把握のため、アンケート調査を実施します(4月)
- (2) フードパントリーを実施します(8月、12月、3月)
- (3) 生活福祉資金の貸付相談を行います(通年)
- (4) 緊急時の食糧支援を行います(通年)
- (5) ふくおかライフレスキュー事業を活用します(通年)

6 頻発・激甚化する災害への対応

- 1. 災害ボランティアに関する研修会の開催(6月)
- 2. 災害ボランティア登録制度の実施(7月)
- 3. 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂
- 4. 災害時相互協定の締結
 - (1) 企業・団体との災害時相互協定の締結(通年)
 - (2) 災害時相互協定についての内部研修や情報交換会の実施

7 組織体制の強化・財政規模の拡大

1. 組織体制の強化（総務係）

- (1) 理事会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (2) 評議員会の開催（6月・3月）
- (3) 委員会活動の推進
 - ①財政基盤強化委員会（7月・1月）
 - ②社協のあり方検討委員会（7月・11月）
 - ③成年後見等運営委員会（7月・2月）
 - ④社会福祉大会実行委員会（4月・7月・10月）
- (4) 地域福祉活動計画・事業計画の理解による目標の共有
- (5) 職場の心理的安全性の向上
- (6) 人権学習の開催による職員の人権感覚の醸成（12月）
- (7) 職場内会議や研修の充実及び効率化
- (8) 資金管理（会計）の効率化
- (9) 残業の削減による生産性の向上
- (10) 経費節減・削減の徹底
- (11) ペーパレス化による業務効率化の研究及び電子帳簿保存法の研究

2. 財政規模の拡大（総務係）

- (1) 社協会員増加に向けた取組み
 - ①個人会員の増加に向けて区へ回覧を行います（7月）
 - ②法人・企業・団体会員増加に向けて、新規開拓を行います（1月）
 - ③アピールの強化（通年）

(2) 赤い羽根共同募金運動の推進 (10月)

- ①福岡県共同募金会荻田町支会理事会 (6月・3月)
- ②街頭募金の充実、協力者の拡大 (8月)
- ③振込による募金方法の更なる周知を図ります (8月)
- ④法人募金、新規事業所の開拓 (11月)
- ⑤配分委員会の開催による適正な配分 (1月)

(3) 自主財源の確保

- ①葬祭事業仲介手数料
- ②自動販売機設置販売
- ③郵便物販売手数料
- ④バザー品の販売
- ⑤カレンダーバザーの実施
- ⑥使用済み切手販売手数料
- ⑦自主財源拡大検討
(チャリティイベントの開催・入れ歯の収集・記念日寄付の募集等)

8 ケアプランサービス 事業計画

本人・家族の意向を尊重し、自立した生活が継続できるよう、多職種・地域との連携を図り、公正中立なケアマネジメントの実践に努めます。

1. 自立支援を目的に適切なケアプランを作成します

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、その人らしく自立した日常生活を営むことが出来るよう、ケアプランの作成に努めます。

2. 特定事業所加算算定事業所としての役割を遂行します

研修会への参加の機会を確保するとともに、他事業所と共同による事例検討会の開催を企画・運営し、当事業所および地域のケアマネジャーの資質向上に努めます。また、町内他事業所の主任介護支援専門員との連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対してパイザー的機能を担えるよう努めます。

3. 虐待の早期発見・早期対応に努めます

虐待が疑われる事例が発生した際は、早期に保険者へ報告し、情報の共有を図ります。虐待防止委員会の開催や研修への参加を通じ、虐待への認識を深め、虐待の防止に努めます。

4. 災害・感染症発生時も業務を継続します

災害・感染症発生時においても、可能な限り業務を継続できるよう努めます。クラウドソフトおよび ZOOM 等の ICT を活用し、災害・感染症発生時も途切れることなく、関係機関と連携し支援に努めます。

5. 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます

介護保険相談窓口であることを掲載し相談しやすい環境づくりに努めます。

9 認知症対応型デイサービス 在処よってけばあ 事業計画

認知症の進行予防、意欲向上が図れ、個々にあった専門的なケアを提供する事で
住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるように支援します。

1. 職員の専門性と資質の向上

認知症の進行に伴う不安や苦痛を受けとめ気持ちに寄り添う介護、認知症の人の持つ力、できない事でなく、できる力に目を向けられるように専門職として自己研鑽に励むと共に、研修への参加や資格取得を奨励し資質や技術の向上を図ります。

2. 地域との交流の促進

地域と安心して交流できる機会を作るように努めます。

3. 家族介護支援の強化

家族が介護について一人で抱え込まない様に、認知症についての理解や対応の仕方、問題点などについて話しやすい場を提供していきます。

4. 情報発信

日々の様子やイベント情報、また認知症に関する知識や介護情報などを掲載し在処の理解を広げます。

10 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画

創作活動などを通して地域との交流の機会を増やします。
個々の個性が伸ばせるように支援します。

1. 就労継続支援B型

(1) 利用者の能力を引き出し、レベルアップに繋げるサービスを提供します

- ①利用者の伸ばせる部分を引き出し指導します
- ②作業の選択肢を増やします

2. 生活介護

(1) 利用者一人ひとりの特性に合わせた活動プログラムを作ります

- ①生産活動や創作などの余暇的活動の選択肢を増やします

(2) 地域活動に積極的に参加します

- ①ボランティアの方や地域の方々との交流の機会を増やします

3. くすの木作業所の事業譲渡の円滑な推進

(1) 利用者やご家族が不安を抱えることなく円滑に事業譲渡が行えるよう進めます